

明石市内の農地を売買・贈与・貸借される方へ

明石市内の農地の売買・贈与・貸借などには、明石市農業委員会の農地法第3条に基づく許可が必要です。この許可を受けないでした行為は無効となりますが、担い手への農地集積については、農業経営基盤強化促進法に基づく方法もあります。

詳しくは明石市農業委員会事務局（北庁舎（旧保健センター）2階）にお問い合わせください。

○ 農地法第3条の主な許可基準

次のすべてを満たす必要があります。

- ① 今回の申請農地を含め、所有している農地または借りている農地のすべてを効率的に耕作すること（すべて効率利用要件）
- ② 申請者又は世帯員等が農作業に常時従事すること（農作業常時従事要件）
- ③ 今回の申請農地を含め、耕作する農地の合計面積が下限面積以上であること（下限面積要件）
- ④ 今回の申請農地の周辺の農地利用に影響を与えないこと（地域との調和要件）
- ⑤ 法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たすこと（農地所有適格法人要件）

※ 下限面積要件とは、経営面積があまりに小さいと、生産性が低く、農業経営が効率的・安定的に行われなない恐れがありますので、許可後に経営する農地面積が一定以上にならないと許可はできないとするものです。

※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます（解除条件付契約書などの要件はあります）。

明石市農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
都市計画法第7条第1項による市街化区域	10a (1,000㎡)
市街化調整区域	30a (3,000㎡)

○ 農地法第3条許可事務について

- ① 明石市農業委員会では、**毎月10日（12月は5日。休日の場合は前日。）**までに当該月の申請書類の提出を受け付けています。申請書と添付書類の確認、現地調査を経て、**毎月原則として24日（12月は18日。休日の場合は前日。）**に行う農業委員会で審議のうえ、許可（不許可）を決定します。
- ② **委員会開催日の2開庁日後**を目途に許可書を交付します。

【農地法第3条許可申請から許可書交付までの流れ】（明石市農業委員会）

★ 申請者の方の流れ

申請についての相談	※ 申請にかかるご相談は、ご足労ですが、 農業委員会事務局（北庁舎（旧保健センター）2階） までお越しください。 [住所：明石市相生町2丁目5-15 TEL：078-918-5063]
申請書の記入	※ 申請内容に応じて、農地法第3条許可申請書（農業委員会事務局にあります）に記入いただきます。内容に応じて必要書類も異なりますので、記入例や必要書類一覧表をご参照ください。
添付書類の用意	
提出前の再確認	※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可までに時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。
申請書と添付書類の提出	※ 農業委員会事務局が書類提出の窓口です。書類の受付は当該委員会の開催月 10日 （12月は5日。休日の場合は前日）までです。

★ 農業委員会等の流れ（申請書類の提出から許可書の交付までの標準的な期間は受付締め切り後**16日程度**です）

申請書と添付書類の受付	※ 書類受付の後、審査期間中は、内容確認等のため、農業委員会事務局から連絡させていただくことがあります ので、予めご承知おきください。
申請内容の審査	※ 申請書の記載や添付書類に漏れがないか、農地法第3条の許可基準に適合するか等を審査し、また、現地調査を行い、必要に応じて申請者の方に確認します。 ※ 許可・不許可について、 毎月原則として24日（12月は18日。休日の場合は前日） に行う農業委員会で決定します。
農業委員会総会（部会）	
許可書の交付	※ 委員会開催日より2開庁日後 を目途に、農業委員会事務局でお渡しします。